会 議

午前10時 0分開議

○議長(森 温繁君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議第51号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(森 温繁君) 日程により、議第51号 市有財産(建物)の譲与についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

地域防災課長。

〇地域防災課長(黒田幸雄君) おはようございます。

議第51号 市有財産(建物)の譲与についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の14ページをお開きください。

市有財産であります旧第2分団第3部上大沢消防団詰所を上大沢区に譲与したいので、地方自治法第237条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

所在は、下田市大沢字宮ノ前129番地127番地2でございます。

譲与する財産につきましては、昨年度まで使用しておりました旧第2分団第3部上大沢消防団詰所の建物でございます。構造につきましては、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建て、床面積は1階が19.83平方メートル、2階が16.8平方メートルでございまして、昭和55年に建設した建物でございます。

譲与の相手方といたしましては、上大沢区でございます。

提案理由につきましては、市有財産であります旧第2分団第3部上大沢消防団詰所を、上 大沢区防災倉庫として譲与するためでございます。

以上、大変雑駁な説明で説明でございますが、議第51号 市有財産(建物)の譲与についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤君。

- ○9番(伊藤英雄君) この建物の土地の所有者、権利関係はどのようになっていますか。
- 〇議長(森 温繁君) 地域防災課長。
- ○地域防災課長(黒田幸雄君) 土地のほうにつきましては、大沢の120番の山梨和基さんという方の所有でございまして、市のほうといたしましては、借地をして詰所を建設してございました。所有者につきましては、こういったお話が上大沢区からございますのでよろしいでしょうかということで、内諾等は得ております。

以上でございます。

- 〇議長(森 温繁君) 9番 伊藤君。
- **〇9番(伊藤英雄君)** そうしますと、今後、上大沢区のほうでこの土地の建物を借用すると。 借地契約は上大沢区とこの山梨和基さんで結ばれるという理解でよろしいでしょうか。
- 〇議長(森 温繁君) 地域防災課長。
- ○地域防災課長(黒田幸雄君) そのとおりでございます。建物については譲与させていただきたいということでございます。

以上です。

○議長(森 温繁君) ほかにありませんか。

10番 土屋 忍君。

- ○10番(土屋 忍君) ここの建物ですけれども、昔ちょっと消防に入っていたころに見に行った記憶があるんですけれども、何か崖のほうに傾いていたような気がしたんですけれども、今どんなふうになっているのかということと、防災倉庫に使われるということですけれども、何か改造してというのは区でやるのかどうなのか、その辺だけちょっと教えてくれますか。
- 〇議長(森 温繁君) 地域防災課長。
- ○地域防災課長(黒田幸雄君) 譲与につきましては現状引き渡しということで、あと、耐震性等がちょっとございませんけれども、そういった意味で倉庫として利用していただくということで、常時人が入らないような形をとりたいということで、譲与したいという内容になってございます。

以上です。

〇議長(森 温繁君) いいですか。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております第51号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第52号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(森 温繁君) 次は、日程により、議第52号 下田市世界一の海づくり基金条例の制 定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

観光交流課長。

〇観光交流課長(土屋 仁君) それでは、議第52号 下田市世界一の海づくり基金条例の制 定についてご説明をさせていただきます。

議案件名簿の15ページ、議案のかがみをお願いいたします。

下田市世界一の海づくり基金条例を16ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、世界一の海づくり事業を推進するための財源を確保するものでございます。世界一の海づくり事業につきましては、皆様ご承知のとおり、下田市観光まちづくり推進計画に基づきまして、当市の大きな魅力である海を世界一身近に楽しめる海、世界一誇りに思える海につくり上げようとするものでございます。

それでは、内容につきましては次ページ16ページのとおりでございますけれども、条例関係改正等説明資料によりご説明させていただきますので、お手数でございますが、資料の8ページ、お開きいただきますようお願いします。

それでは、まず第1条でございます。設置でございまして、この基金の目的及び処分できる事業を定めておりまして、下田の海を活用した地域振興に資するために基金を設置するものでございます。

第2条は積立額で、第1条の目的達成のため基金に積み立てる財源を規定したものでございます。

第3条は管理でございまして、基金の管理方法に関する規定で、最も確実かつ有利な方法 により保管しなければならない旨を規定したものでございます。

第4条につきましては運用益金の処理でございまして、基金の運用から生ずる収益を予算 計上し、基金に積み立てることを規定したものでございます。

次のページ、お願いいたします。

第5条でございます。処分でございまして、第1条に規定する目的を達成するための必要

な経費の財源に充てる場合に限り処分できることを規定したものでございます。

第6条は委任でございます。この条例に定めのない基金に関する事項について、市長に委任することを定めたものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとしたものでございます。 以上、大変雑駁な説明でございますが、議第52号 下田市世界一の海づくり基金条例の制 定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤君。

- ○9番(伊藤英雄君) この条例は、次の53号のふるさと応援寄附条例の改正によって、この 寄附金を新たに海づくりのために寄附金を集めようということで、それの受け皿になってい るんだろうと推測するわけですが、それでいいのかどうかが1点と、もう1点は、海づくり を今後していこうということで、積立額としては、寄附金のほかに予算に定める額というふ うにうたっているんですが、何がしかの予算措置、市として、要するに寄附金だけの受け皿 だけを考えているのか、何らかの市の予算の積み立ても考えているのかどうかという点です。
- 〇議長(森 温繁君) 観光交流課長。
- ○観光交流課長(土屋 仁君) 第53号で、ふるさと応援寄附条例の改正についても後ほど説明をしていただくことになってございますが、実際に、先といいますか、まず海づくり基金条例をつくりましょうということで、それの受け皿として今回、ふるさと応援寄附条例の改正を出していただいたということでございます。

今現在、さきの全員協議会のほうでも企画財政課長からふるさと納税の関係でご説明があったかと思います。総額7,400万ほど集まったという中で、やはり下田の大きな魅力である海を活用するというようなことで新たな目的をつくりたいということで、この条例案を提出させていただいたと。それで、これに基づいてふるさと応援寄附条例ですか、そちらのほうにも1項目加えていただくというようなことで考えているところでございます。

それからあと積立額、予算措置ということでございますが、今考えておりますのは、やは りふるさと納税の部分、それから海、マリンスポーツの愛好者ですとか観光客の皆さんです とか、そういった方々からも寄附金を予定しているというところでございます。

また後ほど予算のご審議をしていただくわけでございますけれども、予算のほうをちょっとご説明させていただきますと、今のところちょっとふるさと納税につきましては総額1億

円ということで、財政担当と協議をしまして、科目存置ということにしてございます。なおかつ、一応10万円の寄附金ということで今、計上させていただいておりますけれども、昨日も一般質問の中でちょっと説明させていただきましたけれども、サーフィンの誘致のためのTシャツ等をつくったというようなことがございまして、その収益金の一部をまたこちらの基金のほうに寄附していただけるというようなお話もございます。

それから、来月の20日過ぎには国際カジキ釣り大会等も行いまして、約700人のお客様が 全国からお見えになりますので、そういう方々にも寄附のご協力をお願いしたいなというと ころで考えているところでございます。

以上です。

- 〇議長(森 温繁君) 9番 伊藤君。
- ○9番(伊藤英雄君) 説明は説明で了とするものではありますけれども、この取り組みの姿勢として、海づくりをやっていくんだよというときに、その財源確保が寄附をメーンに取り組んでいくというのは悪いことではないけれども、取り組みの姿勢としてはいささか弱いのかなと。

だからそれは、逆に言えばこの海づくりに向かっていく計画といいますか、事業計画というか、そういうものがあって、それをやっていくために当然、市として取り組むんだから市の予算措置もあって、なおかつ不足分は寄附で賄っていくというのだと割と力強さといいますか、やっぱり取り組みの確たるものを感じるんだけれども、寄附でこの海づくりに取り組むというのは悪いことではないけれども、取り組み方としては非常に何か弱いのかなという印象を持つんだけれども、将来的に向かってやっていきますよと、方針を示したというようなニュアンスでとりあえず、そういうニュアンスで理解していてよろしいかどうか。

- 〇議長(森 温繁君) 観光交流課長。
- ○観光交流課長(土屋 仁君) 今、ふるさと納税の関係につきましては、そうですね、一番 多かったのがいわゆるふるさと応援寄附という、何でもオーケーという言い方は悪いですけ れども、市長がふさわしいと認めるものというところがおそらく4,000万ほどの寄附金が入っているというようなことで、そこにつきまして、やはりこういった下田市の推し進める部分、こういったものの目的をつくって、そちらにもご寄附をいただこうというところで、今回こちらの基金を制定させていただきたいということでございます。

申しわけございません、今のところ寄附金頼りというようなところでの基金でございます が、今後、またちょっと財政担当、また庁内等でも検討いたしまして積み立て、そうですね、 幾らできるかわかりませんけれども、その辺は検討させていただくということでご理解いた だきたいと思います。

以上です。

○議長(森 温繁君) ほかにありませんか。

13番 沢登君。

○13番(沢登英信君) 1点目は伊藤さんの質問とダブる点があろうかと思いますが、本来、基金とはどういうものかということをまず問いたいと思います。そして、この基金の性格が、いわゆる庁舎の建設基金であるとか、そういう基金とはやはり性格が違っているんではないかと。ふるさと納税にかかわる基金だということであれば、どういう位置づけをしているのか、基金とは何か、どういう類の基金といっても内容のものだと、こういう説明をまずいただきたいというぐあいに思います。

基金であれば、この第1条に下田の海を活用した体験学習、体験活動のためにこの基金を設けるんだと、こういうことであれば、こうこうこういう事業やこういうプログラムが組んであって、幾らぐらいかかるんだと、何年計画でどういうぐあいにしていくんだと、そういうものがあって、予算上これだけ足りないので基金として積んでおきたいんだと、こういう論理といいますか仕組みになっていくんじゃないかと思うんですが、どういう仕組みでこの基金をつくらなければならないのかと。

そして、やがてはふるさと納税は、今のところは予算上は1億ということであるけれども、 具体的にそれなら今年度は幾ら積む予定なんだと、やはりそういう説明が必要ではないかと 思うんです。そういう点はどのようにお考えになっているのか。ちょっとこの基金の組み立 てが何かまだ不十分ではないかというような気がするんですけれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(森 温繁君) 観光交流課長。
- **〇観光交流課長(土屋 仁君)** 基金の性格というようなことでございます。

確かに目的、庁舎建設基金等は庁舎を建設するような目的というようなことでございます。 今回のこちらの海づくり基金条例につきましては、現在、やはり今年度の当市の予算につき ましても、世界一の海づくり事業というようなことで事業出しをして、世界一の海づくり推 進業務委託ですとか夏期対の補助金ですとか、各種マリンスポーツの大会に関する補助金と いったものを予算措置させていただいてございます。こういったもの、やはり今後、拡充し ていくというようなことで、今まで単独の経費だけではやり切れなかったというような部分 の足しにできればということも考えております。 また、夏期対の部分でも、ライフセーバーの設置なども、やはり限られた予算の中ですので、当然地元からでも、例えば9月の中旬ぐらいまで置いてほしいというような要望もあったりしますが、やはりちょっと限られた予算の中ではなかなかそういう対応ができないというようなこともございますので、今後、こういったものを活用して、そういった経費に充てていきたいなというふうに考えているところでございます。

今回、予算措置については、科目存置ということでさせていただいておりますが、目標といたしましては、その後、また今回、今8項目のふるさと納税、もう項目がございますけれども、できましたら金額、なかなか幾ら集めるという目標は言えないんですが、この中で一番上位に来るような寄附金にしたいと、ふるさと応援寄附の目的にしたいなということで担当としては考えているところでございます。

以上です。

- 〇議長(森 温繁君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(井上 均君) 次の条例にも絡むところなんですけれども、下田市では、ふるさと納税及び一般の寄附につきましては、基金のほうに一度積み立てをさせていただいてから使用するような仕組みをつくらせていただいております。現在、海に関する基金がないものですから、ふるさと納税の項目の中に海を活用したものというのが今現在ないんです。ですので、そういうふうな意図のある方については、ふるさと応援寄附のような使途の限定がないものとしてご寄附のほうはいただいているようなんです。ですので、市としても、海を活用したものにつきましてのご寄附を明確にしたいということで、今回、基金をつくっていただいた次第でございます。

以上でございます。

- ○議長(森 温繁君) 13番、よろしいですか。 13番 沢登君。
- ○13番(沢登英信君) ふるさと納税は、返礼品が大変話題になっておりますが、本来は、自主的にこの事業に使ってほしいと納税者が自ら使途を決定するという、こういうことだろうと思うんです。この8項目の内容は、納税者がこれに使ってほしいというよりも、市がこれに入れてほしいという、こういう意図が見え見えじゃないかと、本末転倒じゃないかというような気もいたしますが、この多くの他町村に行っている方から、下田の海をきれいにするために使ってほしいと、かつてそういう寄附があったのかどうなのか。皮肉な質問で恐縮ですが、質問させていただいて終わります。

- 〇議長(森 温繁君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(井上 均君) ふるさと応援寄附をお願いする際に、先ほど言いましたように、7つの基金に充当する、それの目的に合わせていこうということから始まりまして、それ以外のものについてはふるさと応援基金という基金をつくらせていただきました。こちらのほうの寄附をいただくときには、コメントを入れてご寄附をいただいて、できるだけご寄附の方の意向を尊重するような形をとってございます。

ちょっと今、手元のほうにはふるさと応援基金のほうで、例えば海づくりに使ってくださいとかというふうな形での幾らというのはちょっと手元に持っていなくて申しわけないんですけれども、また委員会のときにもしご提示できればさせていただこうかと思っております。 以上でございます。

○議長(森 温繁君) よろしいですか。

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

〇議長(森 温繁君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第52号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第53号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(森 温繁君) 次は、日程により、議第53号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を 改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

〇企画財政課長(井上 均君) それでは、議第53号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を 改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の17ページをお開き願います。

17ページは議案のかがみでございまして、下田市ふるさと応援寄附条例を別紙18ページのとおり改正させていただくものでございます。

この条例改正は、議第52号 下田市世界一の海づくり基金条例の制定と関連するものでございまして、提案理由は、ふるさと応援寄附を財源として実施する事業及び管理運用する基金を追加するためでございます。

それでは、改正の内容につきましては、議案件名簿18ページの改正文のとおりでございま

す。

具体的には、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の10、11ページをお開き願います。

新旧対照表でございますが、見開き左側10ページが改正前、右側11ページが改正後で、アンダーラインが引いてあるところが改正箇所でございます。

まず、条例第2条の寄附対象事業に定めますふるさと応援寄附金を財源とする事業の一つに、第8号としまして魅力ある海づくりの推進に関する事業を加え、改正前の8号を9号に繰り下げるものでございます。

さらに、その寄附金を管理運用する基金といたしまして、条例第8条に第8号として下田市世界一の海づくり基金条例に基づく下田市世界一の海づくり基金を加え、改正前の第8号を9号に繰り下げるものでございます。

お手数ですが、議案の18ページに戻っていただき、附則でございますが、第1項は施行期 日でございますが、議第52号と整合させて、この条例は公布の日から施行するというもので ございます。

第2項は、関連いたします下田市ふるさと応援基金条例の一部改正でございまして、先ほどの第2条の改正における号の繰り下げに対応したものでございます。

大変お手数ですが、再び条例改正関係等説明資料の10ページ、11ページにお戻りいただき、新旧対照表でご確認願います。

下段の部分になりますが、号の繰り下げに対応させ、第1条及び第5条中の第2条第8号 を同条第9号に改めるものでございます。

大変雑駁な説明ではございますが、議第53号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第53号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第54号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(森 温繁君) 次は、日程により、議第54号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(峯岸 勉君) 議第54号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者 負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

議案件名簿の19ページをお開きください。

19ページは議案の表題部でありまして、下田市子どものための教育・保育に関する利用者 負担額を定める条例の一部を改正する条例についてを20ページから23ページのとおり制定す るものであります。

提案理由は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

条例の内容につきましては、条例改正関係等説明資料で説明させていただきます。説明資料の12ページから18ページになりますけれども、12ページをまずご覧ください。

下田市では、下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の2条におきまして、利用者負担額、いわゆる保育料という形になりますけれども、この利用者負担額を定めております。この中で、その利用者負担額とか軽減措置というのは別表という形で定めておるんですけれども、今回、その別表を2本立てにして、軽減措置を拡大するというものでございます。

今回の改正につきましては、軽減措置の拡大ということですので、利用者負担額、いわゆる保育料の変更というものはまずないということでございます。

主な改正の内容としまして、まず1、多子、お子さんが多い世帯ですね、多子世帯の保育料負担軽減につきましては、年収360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料とするものであります。

それでは、まず1号認定、教育認定の多子世帯の保育料負担軽減について説明させていただきます。この12ページでいいますと左上の図の部分になります。

平成27年度までは、小学校3年生までが多子計算の対象となっておりましたが、この平成28年度からは、市民税所得割課税額7万7,101円未満の世帯については年齢制限が撤廃され、軽減措置が拡大という形になります。ただ、市民税所得割課税額7万7,101円以上の世帯に、

ついては軽減措置の拡大はなく、これまでの軽減措置が適用となるということでございます。 続きまして、2号認定と3号認定の多子世帯の保育料負担軽減について説明します。12ページですと右上の部分になります。

平成27年度までは、小学校就学前の子供が多子計算の対象になっておりましたけれども、 平成28年度からは、市民税所得割課税額5万7,700円未満の世帯については年齢制限が撤廃 されまして、軽減措置が拡大となります。ただし、市民税所得割課税額5万7,700円以上の 世帯については軽減措置の拡大はないので、従来どおりの軽減措置が適用されるという形に なります。

続きまして、その下のひとり親世帯等の保育料負担軽減は、年収360万未満相当のひとり 親世帯、在宅障害児、あるいは障害者のいる世帯について、第1子の保育料を半額、第2子 以降の保育料を無料とするものです。それと、市町村民税均等割のみ課税世帯のうち、ひと り親世帯については第1子から無料というものであります。

それでは、1号認定、教育認定のひとり親世帯等の保育料負担軽減について説明させていただきます。図でいうと左下になります。

平成27年度まで市民税均等割のみの課税世帯は、3,000円の保育料を負担していただいて おりましたが、平成28年度からはひとり親世帯の場合は無料ということになり、軽減措置が 拡大されました。なお、この軽減措置の該当となる児童は、下田市にはおりません。

次に、1号、2号、3号共通のひとり親世帯等の保育料の軽減について説明します。図の 右下部分になります。

ひとり親世帯等で、市民税所得割課税額7万7,100円以下の世帯については年齢制限が拡大され、さらに第1子が半額、第2子が無料と軽減措置が拡大されました。ただし、ひとり親世帯であっても市民税所得割課税額7万7,100円を超える世帯については軽減措置の拡大はなく、従来どおりという形になります。

以上が、13ページから18ページの条例内容の概要となるんですけれども、18ページの次に、 追加説明資料として配付いたしましたカラー刷りの資料があると思いますので、ちょっとそ ちらをご覧いただけますでしょうか。

これが、改正前と改正後の保育料負担軽減拡大のイメージを示したものでございます。具体的に申し上げますと、まず上の青い部分、これ1号認定の説明になっているんですけれども、モデルケースとして、小学校6年生、5歳、3歳、3人のお子さんがいる家庭を想定していただきますと、27年度までは小学校6年生は多子の対象になりませんので、5歳の子に

ついては保育料全額、3歳の子供について保育料が半額という形になっております。これが、年収360万円未満相当の世帯については、改正後は小学校6年生はカウントしますので、5歳の子供については保育料が半額、3歳の子供については無料という形になります。この場合、ひとり親世帯については、第1子は半額ですけれども、この第1子は小学生ですから対象になりませんので、5歳の子供も3歳の子供もひとり親世帯の場合は無料になるという形になります。

それから、下の緑色のところ、これは2号、3号についての説明になりますけれども、今度はモデルケースとして小学校3年生、3歳、1歳の子供がいる世帯を想定してあります。27年度までは小学校3年生は多子の計算の対象外になっておりますので、3歳の子供について保育料を全額、1歳の子供については保育料が半額という形になっておりました。それが、年収360万未満相当世帯という形のものについては年齢制限が撤廃されますので、28年度からは小学3年生の子供が1子扱いになり、その後2子、3子という扱いになりますので、3歳の子供は保育料が半額になる、1歳の子供は無料になる。ひとり親世帯の場合は2子、3歳の子供も1歳の子供も無料になると、そういうイメージを示したもので、これに沿って保育料の軽減拡大をさせていただきたいというものでございます。

次に、この軽減措置の拡大をやらせていただくんですけれども、当然、影響額というのがあると思うんですけれども、市内対象者が516人いらっしゃいます。そのうち、この多子軽減拡大の対象者となる方が52人、それからひとり親世帯等の軽減拡大の対象者になる方が13人、合計65人で、影響額としては386万4,000円という数字を想定しておりまして、これは後ほど減額の補正予算をお願いすることになっております。

ここで、議案件名簿の23ページに戻っていただきまして、附則で施行期日を規定しております。施行日は平成28年4月1日ということになります。

以上、雑駁な説明でございましたが、議第54号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番。

〇13番(沢登英信君) 1点だけお尋ねをいたしますが、この1号認定、あるいは2号、3 号認定の区分で、市民税の所得割の税額が7万7,101円とそれから5万7,700円、この金額が 違う形で区分がされておりますが、これはどういうことなのか、理由をお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(森 温繁君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(峯岸 勉君) 議案説明書の12ページのところですか、1号が7万7,101円、2号、3号認定が5万7,700円と違うということなんですけれども、これは、最初に年収360万円ということを申し上げたんですけれども、これはどちらも同じですけれども、モデル世帯として、年収360万円相当の4人家族というものをモデルケースとして想定しております。それで、このモデル世帯を計算する場合は、保育認定、要するに2号、3号と認定する子供については、給与所得控除とか基礎控除が夫と妻にも適用されると、そういうものがございますので、同じ世帯収入でも、いわゆる教育認定の子供よりも所得課税額が低くなると、こういう計算で数字が変わってくるということでございます。
- 〇議長(森 温繁君) いいですか。

ほかには。

9番 伊藤君。

- ○9番(伊藤英雄君) 1号認定、2、3号認定というふうに分かれているんですが、その1号認定というのはどういう人なのか、2、3号認定というのはどういう人なのかを。
- 〇議長(森 温繁君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(峯岸 勉君) 失礼いたしました。

1号認定というのは、いわゆる幼稚園、ですから3歳、4歳、5歳の幼稚園、教育認定と 先ほど私申し上げたと思うんですけれども、幼稚園に該当する子供。それから2号が、これ は保育、ですから保育の該当する子供でありまして、2号が3歳、4歳、5歳の子供、それ から3号がゼロ歳、1歳、2歳の子供という形になっております。

ですから、もっとわかりやすく言うと、下田幼稚園に通っている子は1号、下田保育所は2号と3号、認定こども園には1号、2号、3号の方が通園していると、そのような形になっております。

以上です。

- 〇議長(森 温繁君) 9番 伊藤君。
- ○9番(伊藤英雄君) ちょっと確認で再質問ですが、そうしますと、1号認定というのは幼稚園に行っている3歳、4歳、5歳の幼児のことで、2号というのは保育園に行っている3歳、4歳、5歳の幼児だと。3号認定はゼロ歳、1歳、2歳の幼児だと、こういう理解でよ

ろしいんですか。

- 〇議長(森 温繁君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(峯岸 勉君) そのとおりでございます。
- 〇議長(森 温繁君) 9番 伊藤君。
- ○9番(伊藤英雄君) 最後の質問ですけれども、そうしますと、ここで保育料の負担軽減というふうになっているんですが、1号認定は幼稚園の子供だということになると、幼稚園の授業料も関係するんですか。
- 〇議長(森 温繁君) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(峯岸 勉君) これは、昨年の3月20日、3月議会、これで下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例というものを、これは議会修正といいますかそれでやらせていただいたんですけれども、いわゆる利用者負担額というものが、今までは幼稚園は授業料、保育所は保育料というような形で言っていたものを、もうこの利用者負担額を定める条例で、保育料と一般的によく言うんですけれども、利用者負担額で統つされたというふうにご理解いただければよろしいと思います。
- ○議長(森 温繁君) ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○議長(森 温繁君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第54号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第55号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(森 温繁君) 次は、日程により、議第55号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

〇市民保健課長(永井達彦君) それでは、議第55号 下田市国民健康保険税条例の一部を改 正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の24ページをお開き願います。

議第55号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙25ページのとおり制 定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う

ものでございます。地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布 され、平成28年4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税の限度額を見直すととも に、低所得者に対する財政支援の強化のため軽減判定所得の基準額を見直し、軽減対象を拡 大するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、 お手数ですが資料の19ページをお開き願います。

法令の改正内容につきましては、課税限度額においては、基礎課税額は52万円から54万円に、後期高齢支援金等課税額は17万円を19万円に引き上げるもので、介護寄附金課税額につきましては改正はございません。

なお、今回の条例改正は、国の改正どおり改正するもので、これに伴う影響額でございますが、下段に記載のとおり、5月末時点での状況では、課税限度額の引き上げ分につきましては合計で303万円の増額となります。

20ページをお開き願います。

軽減判定所得につきましては、7割軽減の改正はなく、5割軽減につきましては33万円足す26万円掛ける世帯人数の26万円を26万5,000円に改め、2割軽減につきましては、33万円足す47万円掛ける世帯人数の47万円を48万円に改め、それぞれ判定基準の引き上げを行うものでございます。

なお、今回の条例改正は国の改正どおり改正するもので、これに伴う影響額でございますが、下段に記載のとおり、5月末時点での状況では、軽減判定所得の引き上げにより合計で97万円の減額となります。

なお、23ページに下田市国民健康保険運営協議会の答申書の写しを添付してございます。 今回の条例改正につきまして5月12日に諮問をし、協議を行い、5月31日に答申を受けたも のでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、21ページ、22ページをお開き願います。

左側のページが改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインが引いてある箇所が今回、改正させていただくところでございます。

第2条第2項ただし書き中、52万円を54万円に改め、同条第3項ただし書き中、17万円を 19万円に改めるものでございます。

また、23条中、52万円を54万円に、17万円を19万円に改め、同条2号中、26万円を26万 5,000円に改め、同条第3号中、47万円を48万円に改めるものでございます。 お手数でございますが、議案件名簿の25ページをお開き願いたいと思います。

附則でございますが、第1項施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、第2項適用区分でございますが、この条例による改正後の下田市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第55号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第55号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第56号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(森 温繁君) 次は、日程により、議第56号 下田市地域包括支援センターの包括的 支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを 議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長(永井達彦君) それでは、議第56号 下田市地域包括支援センターの包括的 支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご 説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の26ページをお開き願います。

議第56号 下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例を、別紙27ページのとおり制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。介護保険法施行規則及び介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部が改正され、主任介護支援専門員更新研修が導入さ

れ、5年を超えない期間ごとに研修を受講することになったものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが資料の24ページ、25ページをお開き願います。

左側のページが改正前、右側のページが改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回、改正させていただくところでございます。

また、下段に介護保険法施行規則第140条の68の改正前、改正後を掲載させていただいております。

1項2号立てに、また条文2項立てを3項立てに改正され、主任介護支援専門員に対し、 更新研修を受けることが規定されました。

条例の改正内容でございますが、第3条第1項第3号中、第140条の68第1項を、第140条の68第1項第1号に改め、「修了した者」の次に、「であって、当該研修または同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに、主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を加えるものでございます。

お手数でございますが、議案件名簿の27ページをお開き願います。

附則でございますが、第1項施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

次に、第2項経過措置でございますが、平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対する、改正後の下田市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例第3条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、この規定中、「当該研修または同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれの同表の裏に掲げる字句に読みかえるものとするものでございます。

主任介護支援専門員研修の修了時が平成23年度までに修了した者は、平成31年3月31日までに、及び同日以後5年を超えない期間ごとにと読みかえ、平成24年度及び平成25年度に修了した者は、平成32年3月31日までに、及び同日以後5年を超えない期間ごとにと読みかえるものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第56号 下田市地域包括支援センターの包括的支援 事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明 を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登君。

- ○13番(沢登英信君) 支援センターのこの介護支援専門員の規定の改正ということであろうかと思うんですが、具体的にこの下田の介護支援員に適用いたしますとどういう事情になるのか、ご説明をいただければありがたいと思います。
- 〇議長(森 温繁君) 市民保健課長。
- ○市民保健課長(永井達彦君) ここで、附則のところで示してありますとおり、この18年度から主任介護支援専門員制度が始まりまして、そこから現在まで、更新研修という制度がなかったわけです。この制度によって、5年ごとに更新をするということになりました。

そこで、経過措置として、今、説明申し上げましたとおり、23年度までに修了した者については31年3月31日までに受けると。その後5年間で更新しなさいと。24年度及び25年度については、32年3月31日までに更新を受け、それ以後また5年を超えない期間ごとに更新研修を受けると。平成26年度以降につきましては、もう既に32年、経過措置ありませんので、32年3月31日までに同年の研修を受けてくださいということになります。

以上です。

[発言する者あり]

- ○市民保健課長(永井達彦君) 下田市の包括支援センターには、1人主任介護支援専門員がいます。この方はまだ、27年に取得したもので、まだ5年は先になります。
 以上です。
- ○議長(森 温繁君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第56号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第57号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(森 温繁君) 次は、日程により、議第57号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

〇生涯学習課長(河井長美君) それでは、議第57号 下田市民スポーツセンター条例の一部

を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の28ページをご覧ください。

下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものでご ざいます。

提案理由といたしましては、下田市民スポーツセンターに陶芸窯を設置することに伴いま して、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、条例改正関係等説明資料をお願いいたします。この26ページ、27ページ をお開きください。

左の26ページが改正前、右の27ページが改正後となりまして、アンダーラインの部分が改 正する部分でございます。

まず、別表中、単価円の表記をとりまして、その単価であります円をそれぞれの金額欄に移し、また使用区分に陶芸窯に関する事項を素焼き及び本焼きに区分し、それぞれ料金を加えるもので、素焼きにつきましては1回3,000円、温度保持時間30分未満。本焼きにつきましては1回7,000円、温度保持時間30分未満でございます。この3,000円、7,000円の料金の算定につきましては、電気代相当分を算定の基礎としております。

次に、備考の4でございますが、この項目では陶芸窯は該当しないことから、文中に陶芸窯を除くという文言を加えまして、新たに備考6といたしまして、陶芸窯の使用において30分以上温度保持して調整する場合、1時間当たり300円を加算する。この場合において、30分未満のときは切り捨て、30分以上1時間未満のときは1時間とみなして計算するを加えるものでございます。

議案件名簿の30ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は平成28年11月1日から施行するものでございます。 すみませんが、もう一度条例改正関係等説明資料をお願いいたします。

28ページと29ページに、下田市公共料金審議会会長の答申書の写しを添付してあります。 この中で、29ページなんですが、意見で指摘されたところがございます。備考6で、当初提 案しました時間の定義が不明瞭とのことで、条文内容の見直しをするよう指摘されたもので ございます。この件につきましては、今回、備考6のとおり見直しを行っているものでござ います。

以上、大変雑駁ではございますが、議第57号の説明を終了させていただきます。ご審議の ほどよろしくお願いいたします。 ○議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

議案審議の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

午前10時59分休憩

午後11時 9分再開

○議長(森 温繁君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明は終わっておりますので、本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤君。

○9番(伊藤英雄君) 2点ほどお尋ねします。

この別表で、個別に円を入れたのと、市内と市外の間に一文字開けたところが変わっているみたいなんですけれども、これは、ほかの使用料の表と合わせたという理解でいいのかどうかということが1点。

それともう1点、この陶芸窯を使っている人は実質的には値上がりになるんですが、陶芸 窯を使っている人たちとの話し合いは行われたのか行われないのか。

- 〇議長(森 温繁君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(河井長美君)** まず、1点目でございます。市内、市外分けなかったのは、これは創作実習室で作業しますので、そちらのほうで差をつけてございますので、この陶芸 窯については一つのものということで、特に差はつけてございません。

それからあと、この値上げという、実質値上げになるわけですけれども、利用している方とは説明をさせてもらいました。この陶芸窯というのは1人で使うということがなくて、平均しますと大体11人ほどで使っております。ですので、そういうことで単純に割りますと900円ぐらいの今度負担になるかということで、全体からすれば若干は値上げするかという状況でございますけれども、利用者ともその辺のところは話をして納得してもらっているという状況でございます。

〔発言する者あり〕

- 〇議長(森 温繁君) 生涯学習課長。
- 〇生涯学習課長(河井長美君) 失礼しました。

そうです。ほかの条例と合わせて、こういう形で表記させていただきました。すみません。

〇議長(森 温繁君) いいですか。

ほかにありませんか。

13番 沢登君。

○13番(沢登英信君) この答申書の議論を読ませていただきますと、陶芸窯のこの電気料相当額が使用料であると、こういうぐあいの想定ではないかと思うんですけれども、そういう考えでいいのかというのが1点目です。

ご案内のように、この陶芸窯は県の防災局の建物に提供するという、こういう枠組みの中でこのことが起きてきた、こういうことだと思うんです。それを機会に値上げをするなんていうのは、ある意味ではぼくはとんでもないことじゃないかと思うわけです。むしろ、そういう状態の中で値下げがされてしかるべきものを値上げをするんだと、考え方がおかしいんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺の見解はどうなのかと。むしろ、従来のものの使用料と同じにしていくというのが当然、考えるべきことであって、それをなぜ値上げするという、こういうことになるのかと。

しかも、この答申書が、それらのところについては、読ませてもらいますと何ら議論がされていないと。この答申をした審議会の人たちも、何といいますか、一つの単なる、ようござんすというだけの機関になっているんじゃないかと。経過を含めてきっちり議論されていないというぐあいに読み取りますけれども、いかがなんでしょうか。

これは当然据え置くべきものと、従来と同じ金額に据え置くべきものというぐあいに考えますけれども、なんで値上げをするんだという考え方に至ったのか、そこら辺の事情がよくわかりませんので、こういう事態になる経緯からいって、市長、どういうぐあいに考えているのか、市長にもお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(森 温繁君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(河井長美君)** まず、この金額でございます。3,000円、7,000円につきましては、素焼きとそれから本焼きの焼き方につきまして、電気料も変わってくるわけでございます。

素焼きにつきましては800度まで温度を上げますので、その800度まで上げるまでのかかる時間を計算し、また、本焼きは1,250度まで上げるわけでございますけれども、それにかかる電気代ということで、今回のこの陶芸窯の金額はあくまでも電気代ということで、当初、この施設をつくるための費用とか、あるいは今後発生するであろう修繕、そういったものにつきましては、文化振興というそういった面から行政のほうで持っているという状況でございます。

それから、値上げ、ここで何でするのかということでございますが、平成6年にこの陶芸

窯はまず最初にできました。そのところから比較しまして電気代も上がっているということで、それで、途中で値上げの見直しをしなかったということもございます。それは、一つは高齢者のための施設だということもありましてここまで来たという、そういう経緯がございまして、ここで見直しをさせていただいたという状況がございます。

以上です。

- 〇議長(森 温繁君) 13番。
- **〇13番(沢登英信君)** 今、とどめておくべきだという、こういうぐあいに思うけれどもど うかと。
- O議長(森 温繁君) 市長よろしいですか。 市長。
- ○市長(楠山俊介君) この陶芸窯をここに新設するということは、議員おっしゃるように県のほうの防災棟の建築の中で起きたということは事実でありますが、その中で、利用者にとってもっと利便性のある状況、そして新しい窯も設置してということで対応すると。

そして、この答申にもありますように、やはり経費等をしっかりと計算した場合、このような状況の中で、結果的には今までの中では値上げになるというふうになりますけれども、これは利用者にしっかりとご理解をいただいてということでありますので、陶芸窯を新しくすることの中で、利用者にとってもやりやすい環境ができたという中で承認いただいたというふうに考えておりますので、この答申をしっかりと受けて、このような料金改定をさせていただいたと考えております。

- ○議長(森 温繁君) ほかにありませんか。
 8番 鈴木 敬君。
- ○8番(鈴木 敬君) ちょっとお聞きしますけれども、陶芸窯、素焼きが1回3,000円、本焼きが1回7,000円というふうに書いてあります。この1回というものの内容はどういうものなのか。答申書によると、諮問案では焼成種別等使用時間に応じた料金設定とするというふうなことで、8時間の素焼き及び11時間の本焼きを行った場合に使用料は合計1万円になるとして、さらに追加して焼成を行う場合、1時間当たり300円を加算すると、こういうふうになっているんですが、この1回というのがどういうものなのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。
- 〇議長(森 温繁君) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(河井長美君)** この焼き方によりますけれども、素焼きにつきましては、約

8時間かけて800度まで上げます。そして、本焼きにつきましては1,250度まで上げます。ただこれは、この陶芸というのは1日だけで終わるものではなくて、1回そこまで、素焼きにつきましては先ほど8時間と言いましたけれども、それから今度は温度を下げまして、その温度を下げるのが素焼きについては2日間かかるということで、大体3日間要するということで1回。それから、本焼きにつきましては大体11時間かかりますけれども、今度は温度を下げる時間がございます。温度を下げるのに大体3日ほどかかります。そういう意味では7日間を費やすような形にはなろうかと思います。その辺で1回という言葉を使っております。また、ここで300円追加の料金をということですけれども、この300円は何かといいますと、例えば先ほどトップの温度で1,250度と言いましたけれども、この焼き方によりましては、その後1時間とか2時間とか寝かせる、そういった焼き方があるものですから、そういった焼き方に合わせて、1時間かかる場合には300円、そして2時間だと600円というような形で料金を設定したものでございます。

- 〇議長(森 温繁君) 8番 鈴木 敬君。
- ○8番(鈴木 敬君) とすると、1回というのは窯に入れて焼き上がるまでの時間帯で、それは1日ではなくて何日間に及ぶこともあると、それを1回として単位として考えるというふうな理解でよろしいんでしょうか。
- 〇議長(森 温繁君) 生涯学習課長。
- 〇生涯学習課長(河井長美君) はい、そうです。
- 〇議長(森 温繁君) よろしいですか。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第57号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎発言の訂正

○議長(森 温繁君) ここで、地域防災課長より発言の訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

地域防災課長。

〇地域防災課長(黒田幸雄君) 申しわけございません。

議第51号 市有財産(建物)の譲与につきましてに関する9番 伊藤英雄議員の質問に対

しまして、所有者をヤマナシカズキ様と申し上げましたが、正しくはヤマナシカズモト様で ございますので、訂正させていただきます。まことに申しわけございませんでした。

○議長(森 温繁君) よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

◎議第58号の上程・説明・質疑・委員会付託

〇議長(森 温繁君) 次は、日程により、議第58号 平成27年度下田市水道事業会計未処分 利益剰余金の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

〇上下水道課長(日吉金吾君) それでは、議第58号 平成27年度下田市水道事業会計未処分 利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

議案件名簿の31ページをお開きください。

平成27年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金1億3,288万4,898円の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、平成27年度下田市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金について、資本金への組み入れ及び減債積立金への積み立てを行うためでございます。

説明資料の30ページをお開きください。

未処分利益剰余金の処分に関する説明書でございます。

平成27年度下田市水道事業剰余金処分計算書ですが、資本金の当年度末残高は24億9,705万1,546円となります。資本剰余金の当年度末残高144万4,400円は前年度から変わりありません。また、未処分利益剰余金は、当年度末残高1億3,288万4,898円で、そのうち資本金への組み入れ額は6,457万9,252円、減債積立金への積立額は6,830万5,646円となり、処分後残高はゼロ円となるものです。

なお、資本金へ組み入れる理由につきましては、平成26年度からの資本制度の見直しによるものでございます。また、減債積立金に積み立てる目的につきましては、財政の健全性を確保するため、企業債の償還に充てるためでございます。

31ページをお開きください。

平成27年度下田市水道事業損益計算書でございます。

1の営業収益と3の営業外収益の合計から2の営業費用と4の営業外費用を差し引きます

と、当年度純利益6,830万5,646円となります。それに、その他未処分利益剰余金変動額6,457万9,252円を加えますと、下段の当年度未処分利益剰余金1億3,288万4,898円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第58号 平成27年度下田市水道事業会計未処 分利益剰余金の処分についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願 い申し上げます。

○議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第58号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第59号及び議第60号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(森 温繁君) 次は、日程により、議第59号 平成28年度下田市一般会計補正予算 (第1号)、議第60号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、 以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(井上 均君) それでは、議第59号 平成28年度下田市一般会計補正予算 (第1号)及び議第60号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) について、一括してご説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要のほうをご用意いただきたいと存じます。

初めに、議第59号 平成28年度下田市一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

6月の補正予算につきましては、その編成方針を、当初予算で想定されなかった事項で、 緊急に対応しなければならないもの、基金積み立てや債務負担行為に係るもの及び国県の決 定による補正に限ることと定め、予算要求を指示したところでございます。査定につきまし てもこの方針により行いました。

主には、防災・安全対策、教育・子育て関係、観光・商工・農林水産業関係及び地域コミュニティー助成の予算内容で、総額8,097万9,000円を追加するものでございます。

補正予算書の1ページのほうをお開きください。

平成28年度下田市の一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによるもので、第1 条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,097万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億7,897万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条、地方債の補正でございます。

第1項は地方債の追加で、「第2表 地方債補正1追加」及び第2項は地方債の変更で、 「第2表 地方債補正2変更」によるということで、補正予算書の6ページをお開きください。

地方債の追加は3件でございます。1件目、起債の目的はゆのもと橋耐震補強事業で、限度額400万円を追加するもの。

2件目、起債の目的は小学校屋内運動場改修事業で、限度額750万円を追加するもので、 対象校は浜崎小学校と稲梓小学校でございます。

3件目、起債の目的は中学校屋内運動場改修事業で、限度額650万円を追加するもので、 対象校は稲梓中学校でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は表に記載のとおりでございます。

続きまして、地方債の変更は1件でございます。

起債の目的は敷根1号線道路改良事業で、限度額1,130万円を720万円に変更するもので、 起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

ピンク色の補正予算の概要のほうをご用意いただきたいと思います。

ページは2ページ、3ページのほうをお開きください。

歳入でございます。

企画財政課関係、10款1項1目2節特別交付税320万円の増額は、地域おこし協力隊経費が特別交付税のルール分として措置されますことから、歳出増額補正に対応するもの。19款1項1目1節繰越金4,000万円の増額は、今回の補正財源とするもの、20款4項4目21節雑

入400万円の追加は、田牛区祭典用備品及び須崎区太鼓台修繕に係ります自治総合コミュニティー助成金を受け入れるもの、21款1項3目1節道路橋梁費10万円の減額は、国庫補助内示により道路橋梁予算を組み替えたことで、地方債の調整でございます。詳しくは、ゆのもと橋耐震補強事業分400万円の追加、敷根1号線道路改良事業分410万円の減額の変更でございます。同項6目1節小学校債750万円及び同目2節中学校債650万円の追加は、国庫補助内示によりまして3つの小・中学校の屋内運動場改修事業が採択されたため、財源となる地方債の追加をするものでございます。

地域防災課関係、15款2項1目3節県費緊急地震津波対策等交付金192万9,000円の増額は、 津波避難ビル耐浪調査業務、津波ハザードマップ改修業務に係る県費交付金で、補助率はと もに2分の1でございます。

市民保健課関係、14款2項1目1節国庫社会保障・税番号制度整備事業費補助金561万3,000円の増額は、個人番号カード交付事業に係る国庫補助金で、平成27年度補正予算において減額となりました個人番号カード交付に係る事業費について、平成28年度になり補助内示がありましたので増額をするもので、補助率は100%でございます。

産業振興課関係、15款2項4目2節県費林業費補助金250万2,000円の増額は、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金で、事業費増加に伴う算定増、同項5目1節県費商工費補助金268万6,000円の追加は、商店街LED化事業に対する地域商業パワーアップ事業補助金で、補助率は事業費の3分の1でございます。

観光交流課関係、16款1項2目1節利子及び配当金1,000円の追加は、本定例会議第52号でご説明申し上げました世界一の海づくり基金に係る積立金利子を科目存置するもの、17款1項7目1節観光費寄附金10万1,000円の追加は、世界一の海づくり基金寄附金10万円の追加及び同基金ふるさと納税分の寄附金を科目存置するものでございます。

学校教育課関係、12款2項1目2節児童福祉費負担金364万6,000円の減額は、下田保育所、 民間保育所2園及び認定こども園の利用者負担金の軽減措置拡充によるもので、多子世帯及 びひとり親世帯等の利用者負担金が減となるもの。

4ページ、5ページをお開きください。

12款 2 項 3 目 1 節教育費負担金21万8,000円の減額も同様に軽減措置拡充に伴います下田 幼稚園の利用者負担金等の減でございます。14款 1 項 1 目 4 節国庫児童福祉費負担金103万 円の増額は、多子世帯及びひとり親世帯の軽減措置拡充に伴う民間保育所の利用者負担金の 減に対します子どものための教育・保育給付費国庫負担金の増、14款 2 項 6 目 1 節国庫小学 校費補助金503万3,000円、同目2節国庫中学校費補助金433万3,000円の追加は、国の平成27年度第1次補正予算繰越分におけます学校施設環境改善交付金の採択によりまして、浜崎小学校、稲梓小学校及び稲梓中学校の屋内運動場改修工事の交付金で、交付率は3分の1でございます。15款1項1目3節県費児童福祉費負担金51万5,000円の増額も、国庫同様に軽減措置拡充に伴います民間保育所の利用者負担金の減額に対します子どものための教育・保育給付費県費負担金の増でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

ページのほう、6ページ、7ページをお開きください。

企画財政課関係、2款1項7目0240地域振興事業449万5,000円の増額は、自治総合センターコミュニティー助成金補助金400万円の追加で、田牛区祭典用備品及び須崎区太鼓台修繕に係る補助金。地区集会所建設補助金49万5,000円の追加は、板戸区集会所修繕に要するもの、同項19目0405ふるさと応援基金171万5,000円の増額は、平成27年度寄附収入された分のうち、ふるさと応援基金に積み立てられなかった部分を、今回補正の上、積み立てを行うもの。同款9項1目0910電算処理総務事務226万8,000円の増額は、児童扶養手当単価改正業務委託を追加するもの、12款1項1目一般会計予備費104万円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

税務課関係、2款2項2目0470市税課税事務23万8,000円の減及び同目0471資産税課税事務17万5,000円の減額は、債務負担行為の確定によります電算処理アウトソーシング帳票一括印刷等債務の減、同目0472市税徴収事務87万9,000円の増額は、平成28年4月から開始いたしました市税コンビニ収納の利用件数が想定よりも多く、予算不足が見込まれることから、コンビニ収納代行業務委託長期継続を増額するものでございます。

地域防災課関係、2款7項1目0750交通安全対策事業32万4,000円の増額は、交通指導員報酬、交通指導員制服一式等の購入費用の増、同款8項1目0860地域防災対策総務事務385万8,000円の増額は、NTTビルの津波避難ビル耐浪調査業務及び津波ハザードマップ修正業務の委託費用を追加するもの、同項2目0895防災基金13万円の増額も、平成27年度寄附収入された分のうち、防災基金に積み立てられなかった部分を今回補正の上、積み立てを行うものでございます。

福祉事務所関係、3款1項7目1170ほのぼの福祉基金23万5,000円及び同款3項10目1730 子育て支援基金40万円の増額も、27年度に積み立てられなかった部分を今回補正の上、積み 立てを行うものでございます。 市民保健課関係、2款3項1目0505住民基本台帳ネットワーク事務561万3,000円の増額は、個人番号カード交付に係ります地方公共団体情報システム機構交付金で、平成27年度補正予算において減額となりました個人番号カード交付に係る事業費について、平成28年度になり補助内示等がございましたので、増額をするもの。3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金44万2,000円の増額は、国民健康保険事業特別会計に事務費繰り出しをするもので、国民健康保険税コンビニ収納の利用件数が想定よりも多く、予算不足が見込まれることから、コンビニ収納代行業務委託の増額分を繰り出すものでございます。

産業振興課関係、5款1項3目3103加増野農林水産処理加工施設管理事業76万円の増額は、 給水施設の修繕費用、同款2項1目3350林業振興事業371万9,000円の増額は、新たに発足す る新しい里山づくりプロジェクト推進委員会関係経費51万9,000円の追加及び美しい里山づ くり部門で募集しました地域おこし協力隊について、1名増員するための報償費と委託料 320万円の増、同目3353有害鳥獣対策事業501万7,000円の増額は、有害獣被害対策事業補助 金、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金、緊急捕獲活動支援事業の増額及び伊豆地域鳥獣害 対策連絡会補助金は、デジタル無線機等の購入に係る303万円の追加、同項5目3550みどり の基金4万円の増額も、27年度寄附収入された分のうち、積み立てられなかった部分を今回 補正の上、積み立てを行うもの。

8ページ、9ページをお開きください。

5款4項1目3700水産振興事業4万9,000円の増額は、下田市漁業近代化資金等補償給付事業補助の申請1件によるもの、6款1項2目4050商工費振興事業537万2,000円の増額は、商店街環境事業等補助金を追加するもので、下田市商店会連盟が実施する街路灯のLED化事業に3分の1県補助が採択されるため、3分の1下田市補助と合わせて事業費の3分の2補助を行うものでございます。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光まちづくり総務事務20万5,000円の増額は、時間外勤務手当、被服等消耗品費の増、同項2目4250観光まちづくり推進事業89万4,000円の増額は、下田市総合パンフレットを2万部増刷するための委託料の増、同項3目4350観光施設管理総務事務300万円の増額は、夏季シーズン前に整備したい観光施設のための修繕料、同項4目4380外ケ岡交流館管理運営事業32万4,000円の増額は、特殊建築物定期調査業務委託の追加、6款2項5目4385世界一の海づくり基金10万2,000円の追加は、世界一の海づくり基金積立金でございます。

建設課関係、7款2項1目4550道路維持事業1,000万円の減額は、敷根1号線道路改良工

事、同項4目4700橋梁維持事業1,010万円の増額は、ゆのもと橋耐震補強工事実施設計業務委託で、国庫内示により組み替えるもの、7款5項6目5465景観まちづくり基金8万3,000円の増額も、27年度収入のうち積み立てができなかった部分について、今回補正の上、積み立てを行うものでございます。

学校教育課関係、3款3項6目1472放課後児童対策事業110万円の増額は、下田小学校との協議により、放課後児童クラブ第2教室の場所が確定したため、エアコン設置工事を追加するもの、同項9目1746子育で支援ネットワーク事業2万1,000円の増額は講師謝礼で、中学生、赤ちゃんふれあい体験事業の要望校の増加によるもの、9款1項5目6040教育振興基金4万円の増額も、27年度収入のうち、基金に積み立てられなかった部分を、今回補正の上、積み立てを行うもの、同項6目6045奨学振興基金1,002万の増額も同様で、うち1,000万円が野口観光様からの寄附が含まれております。同款2項1目6050小学校管理事業1,561万5,000円の増額は、学校保健総合管理ソフトの設計変更手数料及び浜崎小学校、稲梓小学校の屋内運動場改修工事の追加、同款3項1目6150中学校管理事業1,326万6,000円の増額も、学校保健総合管理ソフトの設定変更手数料及び稲梓中学校の屋内運動場改修工事の追加、同款7項1目6800学校給食管理運営事業18万1,000円の増額は、新給食センター開設に伴う電話料の増が見込まれるためでございます。

生涯学習課関係、9款5項6目6600図書館管理運営事業8万5,000円の増額は、特殊建築 物定期調査業務委託を追加するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第59号 平成28年度下田市一般会計補正予算 (第1号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第60号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険税条例等の一部改正を伴う課税限度額の引き上げ及び低所得者に対する税の軽減措置の拡大等によるものでございます。

ピンク色の補正予算書、33ページをお開きください。

平成28年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによるもので、第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,293万1,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,493万1,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算の34ページから37ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

それでは、ピンク色の補正予算の概要10、11ページをお開きください。 歳入でございます。

1款1項1目1節一般被保険者国民健康保険税医療給付費分現年課税分から1款2項1目 3節退職被保険者等国民健康保険税介護納付金分現年課税分までの1款国民健康保険税の増 減で、合計で120万円の減額は、国民健康保険税条例等の一部改正を前提に保険税を算出し た結果に基づくもの。

3款1項1目1節国庫療養給付費負担金現年度分760万円の増額及び同款2項1目1節国庫普通調整交付金150万円の増額は、平成28年度の保険給付費の伸びに関連した収入の増額、同目2節国庫特別調整交付金300万円の増額は、保健指導事業としての特定健診での要受療者に対して受療勧奨をする取り組みに対するもの、5款1項1目1節前期高齢者交付金1,886万1,000円の減額は、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知によるもの、6款1項1目1節県費普通交付金140万円の増額及び7款1項1目1節高額療養費共同事業交付金現年度分880万円の増額は、平成28年度の保険給付費の伸びに関連した歳入の増額でございます。

9款1項1目2節事務費等繰入金44万2,000円の増額は、事務費でコンビニ収納代行業務委託増額分を一般会計から繰り入れるもの、10款1項1目1節繰越金1億1,002万5,000円の増額は、平成28年3月31日専決させていただきました平成27年度補正第5号においての予備費残額と整合したものでございます。

補正予算の概要12、13ページをお開きください。

歳出でございます。

1款2項1目8321国民健康保険徴収事務44万2,000円の増額は、コンビニ収納代行業務委託長期継続分、2款1項1目8350一般被保険者療養給付事務5,000万円の増額及び同款5項1目8390一般被保険者高額療養費支給事務3,000万円の増額は、一般被保険者数と平成27年度の実績見込みを考慮し、負担金を見直すもの、3款1項1目8430後期高齢者支援金2,389万4,000円の減額、4款1項1目8445前期高齢者事務費拠出金2,000円の減額及び同款2目8440前期高齢者納付金25万5,000円の減額は、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知による納付金額の決定によるもの、8款1項1目8480特定健康診査保健指導事業300万円の増

額は、特定健診で要受療者となった方に受療勧奨を行う保健指導事業等業務委託、9款1項 1目8490国民健康保険診療報酬支払準備基金6,000万円の増額は、国民健康保険診療報酬支 払準備基金積立金で、基金条例第2条に定める積立金の下限に相当する額を積み立てるもの、 12款1項1目予備費636万円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第60号 平成28年度下田市国民健康保険事業 特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、議第59号 平成28年度下田市一般会計補正予算(第1号)から議第60 号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)までの説明を終わらせ ていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

ここで、休憩をしたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後 1時 0分再開

○議長(森 温繁君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第59号及び議第60号について当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第59号 平成28年度下田市一般会計補正予算(第1号)に対する質疑を許します。 13番 沢登君。

○13番(沢登英信君) 補正予算の概要のほうのページで、6ページのちょうど地域防災課の地域防災対策総務事務費385万8,000円、避難ビルの調査をされるということで、特にNTTのビルの調査等の予算であると説明いただきましたが、もう少し詳しくお尋ねをしたいと思います。調査の内容がどういう形のものになるのか。NTTだけではなくて、同様のようなビルが今後も対象になっていくのか、なっていかないのか、そういう点をお尋ねしたいと思います。

それから、8ページの観光施設4350事業、300万のこの夏季に向けての観光施設の修繕費を300万ほど予算措置されておろうかと思いますが、この具体的な内容についてお尋ねをしたいと思います。

それから、その下の外ケ岡の交流館の運営事業費32万4,000円、それからその下の図書館

の6600事業、図書館のこの特殊建物の定期調査業務委託、同様な調査業務ではないかと思う んですけれども、特殊建物としての関連性で、どういうところの調査で増額になるのかと、 その他の市が抱えている特殊建物等はないのかという点をあわせてお尋ねをしたいと思いま す。

それから、12月、3月議会で、振興公社の市民文化会館の委託、指定管理の委託契約について800万近くの消費税を払うような形のものになると、これを何とか節税すべきだと。既に節税している自治体もあるので検討してほしい。今回の予算の中でそれらの検討の結果が全くあらわれていない。

経過の中では、市民文化会館だけではなくて、社会福祉協議会等のその前の施設も指定管理をしている。それらのものも同様に当然考えられる、消費税を払わなくて済むような仕組みというのは想定できるんだと、こういう見解もあったかと思うんです。それらを含めて、会館だけではなくて全体的に考えるので時間をほしいというぐあいに私は理解をしましたが、どのような検討がされて、その結果、この補正予算にはそういうものが全く反映されていないという実態になっているわけですけれども、どういうわけなのかと、その点を明らかにしていただきたいと思います。

〇議長(森 温繁君) 地域防災課長。

○地域防災課長(黒田幸雄君) 津波避難ビルの耐浪調査業務の件でございますが、NTTビルの耐浪調査を実施したいというものでございまして、平成27年度に津波避難ビルの耐浪調査を行いまして、10あった津波避難ビルが9つ解除になるというお話はご説明させていただいておりますけれども、そういった流れの中で、以前よりNTTビルを津波避難ビルに利用してはどうかというお話等ございまして、耐浪調査を行った後に、それでオーケーという状況が生まれますれば、NTTビルを津波避難ビルとして指定していく方向で考えていきたいということで、まずはその強度をどういったものなのかと、津波に耐え得るものなのかということを調査したいということで、今回提案させていただきました。

それから、あとほかにはどういったところがあるのかというご質問かと思いますけれども、 現状で10あったものが9、ちょっともう無理じゃないかというような結論が出ているもので して、NTTビルほど強固なもので、どういったぐあいかということを調査してみまして、 その先は考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(森 温繁君) 観光交流課長。

○観光交流課長(土屋 仁君) 観光費の4350観光施設管理総務事務ということで、修繕料 300万円の増額をお願いするものでございます。こちらの修繕料の関係でございますけれど も、当初予算250万計上してございましたけれども、既に、この時期に200万円程度の修繕を 実施しておりまして、今後、夏の海水浴シーズンに向けまして、また老朽化した施設の修繕 も見込まれるということでございまして、300万円の増額をお願いしたものでございます。

今現在、ちょっと早急にやりたいなと考えておりますのは、ペリーロードのポケットパークがございまして、そちらのちょっと木の部分が全て腐食してしまいまして、応急でやってあるという、多少ちょっと見苦しいような部分もありますので、そちらについては早急にやりたいなということで考えております。

それから、4380外ケ岡交流館の管理運営事業でございます。こちらは32万4,000円の増額ということで、特殊建築物の定期調査業務委託料でございます。こちらは、平成26年に建築基準法が改正となったということで、本年の6月から施行されるということのようでございます。この施行に伴いまして、この建築物定期調査報告の提出、義務づけられる施設が拡大となったということでございます。

従来ですと、こういった定期調査が義務づけられていた建築物につきましては法令で一定の建築物を定めておりまして、その中から県、特定行政庁、県が指定することとなってございました。このたび、やはり火災の事故ですとか地震などが起きた場合、多くの死傷者が出る可能性があるような不特定多数の者が利用する建築物等について、定期報告が義務づけられたということでございまして、道の駅につきましては、平成の偶数年が、隔年で2年に一遍の定期調査ということでございます。それから、毎年ということで、換気の設備ですとか非常用照明、そちらの調査を実施いたしまして、県に報告するというものでございます。以上です。

- 〇議長(森 温繁君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(河井長美君) 図書館の特殊建築物定期調査業務委託の関係ですけれども、 今、観光課のほうから話があったように、図書館につきましても特殊建築物になっておりま す。多くの方が参加する施設ということで該当するものですけれども、図書館につきまして は、換気施設、それから非常用照明装置がこの報告の対象になっているものでございます。
- 〇議長(森 温繁君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(井上 均君)** 補正予算にはございませんが、振興公社の指定管理料の消費 税の関係についての経過のほうをご回答させていただきます。

4月の初旬に、振興公社のほうとまず第1回目の協議のほうを理事のほうと行いました。 5月の決算を終わってからということでの回答でございましたので、6月初旬に振興公社の ほうに出向き、振興公社理事長及び理事、それから監事であります税理士及び公認会計士の ほうと協議のほうを約2時間行いました。

その中で、やはり幾つか出ましたのが、沢登議員からご指摘のあるような他市町の事例が 適当なのかどうかということ、それから、現在、指定管理者として契約を期間でしている中 途での変更が可能かということ、それから、利用料金制となったことでの消費税の取り扱い が過去のものと一緒でいいのかというようなところの議論を行いました。

最終的には、先進地のほうを双方で視察をしようということで、まずそちらから入りたい と思っております。

以上でございます。

- 〇議長(森 温繁君) 13番 沢登君。
- ○13番(沢登英信君) NTTのこのビルの調査でありますけれども、ちょっと素人でよく わからないんですけれども、調査費用はどんな見積もりでこの金額になるのかと、一点あり ましたら再度お尋ねをしたいと思います。

それから、観光施設の整備事業、特に夏季に向けてのポケットパークの修繕を進めるということのようでありますが、夏季に向けてのシャワー室であるとか、トイレであるとか、特にそういう意味では壊しやすいといいますか、壊れやすいといいますか、そういう施設もあろうかと思います。

白浜の一番の入り口、尾ヶ崎にございます観光の施設等々は、この修繕費の対象といいますか、そういうものとして予算措置がされているのかされていないのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、そういう意味では、4月から6月にかけて調査をされた、こういうことでありますが、問題は、当局の姿勢ではないかと思うわけです。既に実施をされているわけで、もう何カ月もたったのかと、視察なんかは1週間もあればできることじゃないですか、行く気ならば。

それで、副市長が言われているところは、振興公社だけではないと、指定管理については ほかの同じような公共施設といいますか、団体になっている総合福祉会館も対象だと、こう いうご返事もいただいていようかと思いますが、ここらの検討はどうなされたのかという、 副市長としてどういう指示をしたのか、お尋ねをしたいと思います。

- 〇議長(森 温繁君) 地域防災課長。
- ○地域防災課長(黒田幸雄君) NTTビル耐浪調査の件ですけれども、調査の積算につきましては国県の基準に基づいて、それから調査の内容につきましても国県の基準に基づいて行います。

具体的には、L2津波が当たったときに、まずは当たったときに壊れてしまわないのかどうか、転倒しないかですとか、滑り出さないかですとか。27年度に行いました耐浪調査のご説明のときもお話し申し上げましたような内容を、NTTビルにつきまして同様に行うというようなことでございます。

以上です。

- 〇議長(森 温繁君) 副市長。
- ○副市長(糸賀秀穂君) 指定管理に係る人件費と補助金の消費税の扱いの関係ですが、今、 議員ご質問のとおり、施設の中には公益財団法人、あるいは社会福祉法人、そういった法人 が含まれております。先ほど企画財政課長のほうから答弁の中で先進地の状況について公社 とともに視察に行ってまいりたいという意味合いの中には、その先進地の事例としましては、 公益財団法人という特定の名称を掲げて、それに対して人件費を補助していくと、そういう ルールをつくっているところもございますので、どうしてそういうルールだけに絞り込んだ のかというところも含めて調査をしたいと、そういう意味合いでございます。 以上です。
- 〇議長(森 温繁君) 観光交流課長。
- **〇観光交流課長(土屋 仁君)** 観光施設管理総務事務のほうで、やはりそういった夏に向けてのトイレ、おそらくトイレの詰まりですとかドアの修繕ですとか電灯の修繕ですとか、そういった故障関係のものもこちらの補正で対応させていただくということで考えております。以上です。
- ○議長(森 温繁君) 沢登さん、3回目です。
- **〇13番(沢登英信君)** わかりました。

特に、消費税のことについては、結局大切に予算を使おうというきっちりした姿勢があるかないかが問われることだと思うんです。既に4月から6月、3カ月もかけて、その結論が出せないなんていうのは僕はおかしいんじゃないかと思うんです。既にやっている実例のところもあるわけですから、ないのならともかく。税務署と相談して、結論が出るようなことじゃないですか、そんな。それが何でこんな3カ月もかけて、今なお補正予算にもその予算

が出てこないと、しかも内容的には1,000万近くもなる金じゃないですか。そのお金を有効に市民のために使うのか、国の消費税として払うのがいいとするのかと、こういうところが問われている内容だと思うんですけれども、そういう認識があるのかないのか、お尋ねして終わりたいと思います。

- 〇議長(森 温繁君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(井上 均君) 今、ご質問の、指摘の考え方には、財政を預かる者としては 非常に大切なお金だということは十分承知しております。ですので、先だって振興公社の理 事長を含めた専門家であります税理士及び公認会計士との協議の中で、どういうやり方が一 番適当なのかということを協議させていただきました。

余り細かくはちょっと申し上げられなくて申しわけないんですけれども、これから進めるに当たっても、一般的な事例と具体的な事例では解釈に相違が出るとか、年度中途での変更の指摘とか、さまざまな意見が出された中での事例を、まず先進地のほうへ、幾つかありますけれども、ある程度ピックアップはしてございますので、そちらのほうに行って、市とそれから振興公社、双方で伺って双方の聞き方をしようということで、最終的には具体的な事例を持って署のほうと調整をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長(森 温繁君) ほかに質疑はありませんか。
〔発言する者あり〕

○議長(森 温繁君) 質問者に……。 副市長。

○副市長(糸賀秀穂君) いろいろ先進事例を調べた中では、自治体によっては、この税務当局の見解というのが全国統一見解というのが示されておりません。ある自治体では、税務当局のほうからさかのぼって還付を請求されている事例もございます。そういったところもろもろを精査しまして、どのような対応が一番最善なのかというところも含めて、今後、慎重に対応してまいりたいと、そういうことでございます。

以上です。

- O議長(森 温繁君)ほかに質疑ありませんか。8番。
- ○8番(鈴木 敬君) 概要の6ページ、地域おこし協力隊員報償費のことについてなんですが、地域おこし協力隊は、今年度から下田市に導入するということで始まって、2名を選任

するというふうなことを聞いております。そのメンバーが確定したのかどうかは知りませんが、まだこれからというときにさらに1名を追加するというふうなことは、どのような理由からなのかをお聞かせください。

- 〇議長(森 温繁君) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(長谷川忠幸君)** 地域おこし隊についてのご質問でございます。

地域おこし隊につきましては、ご存じのとおり中心市街地部門に1名、美しい里山づくり 部門に1名の募集を4月から5月にかけて行いまして、5月に1次審査、6月に2次審査を 行った結果、中心市街地部門につきましては1名の方、美しい里山づくり部門につきまして は1名の方が採用されています。

美しい里山づくり部門につきましては、2次試験のときにちょっと優秀な方がいて、もう 1人、その方がちょっと評判がよかったもので、ぜひおこし隊として採用したいということ で、今回お願いしているということでございます。

- 〇議長(森 温繁君) 8番。
- **〇8番(鈴木 敬君)** よほど有能な人材が見つかったということは大変喜ばしいことだと思います。2名にして具体的にはどのような仕事をさせようとしておるのかも、ついでに教えてください。
- 〇議長(森 温繁君) 産業振興課長。
- O産業振興課長(長谷川忠幸君) 具体的には、林業関係に携わっていただくということで、 林業活動。委託先でございます伊豆森林組合にお願いして林業関係の仕事をやりながら、地 域資源、竹、木材をつかった地域資源の開発とかそういうのにしてもらうと。

あと、あるいは今、すぎのこ作業所で竹に関する事業を行っておりまして、そこにも行っていただいて、いろいろやった中で意見等をいただきたいということで考えております。

- 〇議長(森 温繁君) 3回目です。
- ○8番(鈴木 敬君) 地域おこし協力隊員は、比較的若い人が選任される、若い人を導入しようというふうな意図がありまして、できたら、基本3年間は国のほうの支援が受けられるわけですが、3年たって、じゃその後どうするのかということも非常に大きな問題となっていると思います。せっかく有能な人材が、3年たって、さらに下田市において持続して、継続してやっていける仕事がなければ去っていくしかないわけですので、そこら辺のところも踏まえて、当局のほうとしては、せっかくのその有能な人材を下田市にいかにして定着していただけるのかというふうなことをどのように計画しているのか、プログラミングしている

のかというところもひとつ教えてください。

- 〇議長(森 温繁君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(長谷川忠幸君) 今、言った林業関係とか地域の活動に従事していただきながら、自分で探していこうと。何か起業できることを探していくというのが目的でございます。林業をやりたいということでいますので、もし林業関係の伊豆森林組合さんが職員として雇ってくれるとか、自分でなかなか、企業を探すとかという、起業するとかということを3年間で見つけていただくと。

また、3年間で起業したいという人について、また新たに国のほうで100万円という補助 もございますので、その辺は市としましても一緒になって支援していきたいということで考 えております。

以上でございます。

- O議長(森 温繁君)ほかにありませんか。11番。
- **〇11番(増田 清君)** それでは、産業振興課の有害鳥獣対策事業3353の事業についてお伺いをいたします。

細かい質問は委員会でやりたいと思いますけれども、今回、補正が500万、当初予算が1,005万円、全部で約1,500万、今年度の対策費があるわけです。そういう中で、この伊豆地域鳥獣害対策連絡協議会のこの補助金が補正を含めますと660万ですか、それから有害対策事業費が当初予算120万、220万かになるわけですね。

私の言いたいのは、これだけの予算を組んで、どれだけの効果があるのかなと。もうこういう一つの人海作戦では限界ではないかなと思います。担当課長におかれましては、常日ごろこの有害鳥獣対策に力を注いでいただきまして、朝暗いうちから来ていただきまして本当にありがたいんですけれども、やはりこの政策について、やはりこれ皆さんが共有して今後、考えていただきたいと思うんです。やっぱりこれからは、3月の議会でも申し上げましたけれども、やっぱり人的被害、特に課長さんは屋根に猿がいたのを知っていると思いますけれども、やはり最近では、そういう普通の民家に相当来るようになりました。そういうわけで、この対策はやっぱり根本的に考え直さなきゃいけないんじゃないかなと思う。

県のほうでは、今年度8,550万ですか、有害鳥獣対策。昨年の被害は、実例が3,000万から3,500万ぐらいではないかというお話をしておりますけれども、そういう点で、やはりこういう補助金だけ出せばいいんだという考えから、根本的にやっぱり今後どうするかというこ

とも考えながらこの補正を組んだのかどうか、その辺のことをお聞きいたします。

- 〇議長(森 温繁君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(長谷川忠幸君) 有害鳥獣対策の関係でございます。

議員おっしゃるように、確かにこの問題というのはなかなか難しいことでございまして、 市としましては、有害鳥獣対策につきましては防護柵の補助、あとは国の緊急捕獲事業とあ わせまして、有害鳥獣の報奨金という形で支援しているところでございます。

有害鳥獣に関しましては、どういう対策があるのかというのがなかなか難しいことでございまして、1つに言われているのは、地域の方と一緒になって有害鳥獣を来らさない対策というのを、地域の方が力を合わせてルールをつくってやっていくというのが一番効果的なのかなということもございまして、今後、県ともいろいろ協議させていただいて、地域に入っていくような仕組みというのもつくっていかなければならないというふうに感じております。以上でございます。

- 〇議長(森 温繁君) 11番。
- ○11番(増田 清君) わかりました。これから地域の方々と一緒になってやると、それは確実にやっていただきたいんですけれども、やっぱり被害想定が、被害が年間幾ら、150万、200万、下田市で大体その程度の被害。それに10倍以上金をかけてやっているわけですよね、その辺からも、財政的な面からもやっぱり再検討すべきだと思いますので、今後さらに検討して、いい策があったら。我々もいい策があれば提案したいんですけれども、なかなかいい策が見つからない中で、被害がないような、被害が起こらないような策をしていただくことをお願いして、質問を終わります。
- ○議長(森 温繁君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第59号議案は、それぞれの所管の常任委員会に付託いた します。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第60号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)に対す る質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第60号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長(森 温繁君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会します。

なお、25、26日は休会とし、27、28日はそれぞれ常任委員会の審査をお願いし、29日本会 議は午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いします。

ご苦労さまでした。

午後 1時30分散会